

第96回

定時株主総会
招集ご通知

日時

平成30年（2018年）6月22日（金曜日）
午前10時

場所

東京都品川区大崎1-11-1

ゲートシティ大崎
ゲートシティホール

■ 第96回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 取締役5名選任の件	
第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件	

(添付書類)

■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

(ご参考)

トピックス	37
-------	----

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月7日

S M K 株式会社

代表取締役社長 池田 靖光



招集ご通知

第96回定時株主総会招集ご通知

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- (1) 第96期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第96期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- (2) 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.smk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役及び会計監査人は、上記ホームページ掲載事項を含む連結計算書類及び計算書類を監査しております。

 当社ホームページ : <https://www.smk.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会に当日ご出席いただける方 ▶ 当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
当日ご出席の場合は、書面による議決権行使のお手続きは不要です。

開催日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

お願い

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただけない方 ▶ 書面（議決権行使書用紙）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時5分必着

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

配当金につきましては、連結業績を基本として中長期の収益力及び内部留保の状況などを勘案し決定しておりますが、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 4円

1 総 額 264,984,108円

なお、中間配当金として4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり8円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2 平成30年6月25日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社は、かかる趣旨を踏まえ、会社法第195条第1項の定めに従い、平成30年4月26日開催の取締役会において、本総会において本議案が可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これに伴い、単元株式数が100株になった後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持するとともに、議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について下記のとおり、株式併合を行うものであります。

2. 併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主様に対しましては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、当該代金を端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

19,596,127株（現行195,961,274株）

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の定めに基づき、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が承認された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されます。
（下線部が変更部分）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>195,961,274株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,596,127株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役池田靖光、角芳幸、若林幹雄、ポール エヴァンス、中村利雄の5氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 **1** いけだ やすみつ
池田 靖光

再任



昭和38年2月16日生

所有する当社株式の数
285,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成5年10月 当社入社
平成14年6月 当社執行役員
平成16年6月 当社常務執行役員
平成17年5月 当社経営企画室担当
平成18年6月 当社取締役
平成20年4月 当社営業本部長
平成20年6月 当社取締役副社長
平成21年6月 当社代表取締役副社長
平成24年4月 当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

池田靖光氏は、代表取締役社長として強力なリーダーシップを発揮し、当社グループ全体を統括しております。当社グループの中長期的な企業価値向上に向けてその職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **2** かく よしゆき
角 芳幸

再任



昭和28年6月9日生

所有する当社株式の数
58,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年8月 当社入社
平成16年9月 当社執行役員、CS事業部担当
平成18年6月 当社常務執行役員
平成24年4月 当社CTO・技術本部担当（現在）
平成24年6月 当社取締役
平成28年6月 当社開発センター・事業戦略室担当（現在）
平成29年6月 当社代表取締役副社長（現在）

取締役候補者とした理由

角芳幸氏は、技術者としての豊富な経験と実績を基に、現在は代表取締役副社長として、技術・開発に関わる事項等を統括しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

わかばやし みきお

若林 幹雄

再任



昭和25年5月13日生

所有する当社株式の数
50,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年3月 当社入社
 平成8年7月 SMK Electronics (Malaysia) Sdn.Bhd.社長
 平成15年9月 当社FC事業部長
 平成18年6月 当社執行役員
 平成24年4月 当社常務執行役員（現在）、営業本部長（現在）
 平成26年6月 当社取締役（現在）
 平成29年6月 当社アジア圏営業担当（現在）

取締役候補者とした理由

若林幹雄氏は、海外製造拠点や事業部のトップとしての経験を有し、現在は営業に関わる事項等を統括しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

ポール エヴァンス
(Paul Evans)

再任



昭和36年11月22日生

所有する当社株式の数
22,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年10月 SMK Europe N.V.入社
 平成12年4月 SMK Electronics Corporation U.S.A.社長（現在）
 平成18年6月 当社執行役員、米州圏営業担当
 平成22年6月 当社常務執行役員（現在）
 平成24年4月 SMK Europe N.V.社長、当社欧米州圏営業担当（現在）
 平成27年3月 SMK Electronics (Europe) Ltd.社長（現在）
 平成28年6月 当社取締役（現在）

取締役候補者とした理由

ポール エヴァンス氏は、欧米圏の営業に関わる事項等を統括し、グローバルビジネスにおける豊富な経験と実績を有しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に資する人材であると判断しましたので、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

5

なかむら とし お

中村 利雄

再任

社外



昭和21年7月22日生

所有する当社株式の数
7,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年 4月	通商産業省入省
平成11年 9月	貿易局長
平成12年 6月	中小企業庁長官
平成15年10月	財団法人2005年日本国際博覧会協会事務総長
平成19年11月	日本商工会議所、東京商工会議所専務理事
平成21年10月	株式会社企業再生支援機構（現 株式会社地域経済活性化支援機構）社外取締役（現在）
平成23年 6月	日本ガイシ株式会社社外取締役（現在）
平成28年 3月	公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長（現在）
平成28年 5月	株式会社アオキスーパー社外取締役（現在）
平成28年 6月	当社取締役（現在）

（重要な兼職の状況）

株式会社地域経済活性化支援機構 社外取締役
日本ガイシ株式会社 社外取締役
公益財団法人全国中小企業取引振興協会 会長
株式会社アオキスーパー 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

中村利雄氏は、通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任する等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めております。こうした豊富な経験や高い見識が、当社の中長期的な企業価値向上や取締役会機能の強化に資すると判断しましたので、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義分の単元株式数を含んでおります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者中村利雄氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 中村利雄氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、候補者欄に記載の社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- (3) 中村利雄氏の社外取締役の在任期間は、本総会終了の時をもって2年であります。
- (4) 中村利雄氏が日本ガイシ株式会社の社外取締役に在任中、同社は米国司法省との間で、自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反等があったとして、平成27年9月に罰金の支払いを主な内容とする司法取引に合意しました。同氏は、同社において、日頃から取締役会等において法令遵守の観点から発言を行っており、また本件を受け、競争法遵守を含むコンプライアンス体制の強化に積極的な役割を果たしております。
- また、平成30年1月、日本ガイシ株式会社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。同社において、日頃から取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、また、本件を受けて、当該事実に関する実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行っております。

第4号議案 取締役等に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、従来取締役報酬額とは別枠にて、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第3号議案が原案通り承認可決されますと、本総会終結の時点で本制度の対象となる取締役等は16名（うち、取締役は4名）となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式の給付を行うため、本信託による当社株式の

取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、430百万円（うち、取締役分として192百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、430百万円（うち、取締役分として192百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、430百万円（うち、取締役分として192百万円）を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（4）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、438,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）取締役等に給付される当社株式の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。ただし、各事業年度の営業利益が赤字の場合はポイントは付与しないものとします。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、146,000ポイント（うち、取締役分として65,000ポイント）を上限とします。

これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（６）の当社株式の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（６）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（６）当社株式の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（５）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。

以上

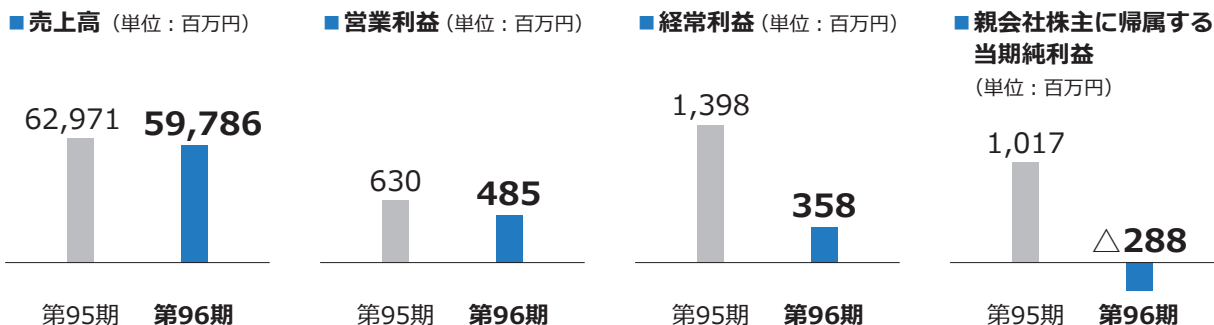
1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は地政学リスクの高まりや主要国の通商政策を巡る動きが不安定要因になったものの、堅調に推移しました。米国経済は大型減税の効果もあり好調な個人消費などに支えられ堅調に推移しました。欧州経済もユーロ圏では概ね底堅く推移し、景気減速傾向にある中国経済も安定成長の軌道を確認することになりました。日本経済は企業業績の回復を背景に穏やかな成長を維持し、景気拡大局面が継続することになりました。

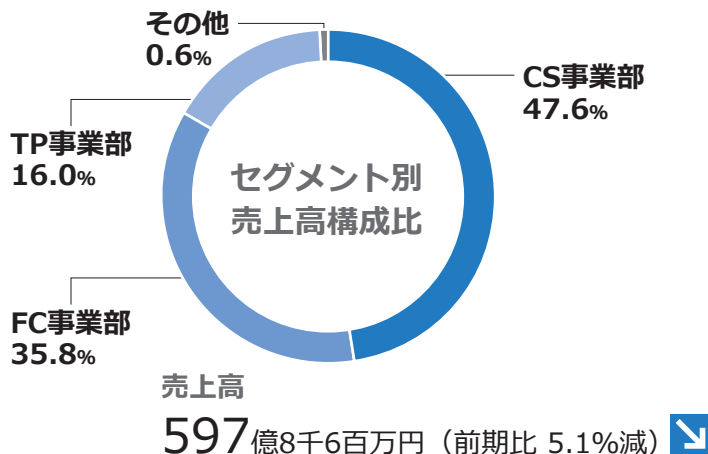
当電子部品業界におきましては、情報通信市場では、スマートフォン、タブレット端末などの普及が一巡し需要拡大が鈍化したことから、低調に推移しました。一方、車載市場は自動車の電子化の進展により堅調に推移しました。また、ウェアラブル端末、メディカル、ヘルスケアなどの新市場も緩やかな拡大基調をたどりました。

このような状況の下、当社は積極的な新製品の投入と原価低減、経費削減などに努めましたが、当期の連結売上高は597億8千6百万円(前期比5.1%減)、営業利益は4億8千5百万円(前期比23.0%減)となりました。経常利益は3億5千8百万円(前期比74.4%減)、親会社株主に帰属する当期純損失は、2億8千8百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益10億1千7百万円)となりました。



セグメントの業績は、次のとおりであります。

セグメント別売上高構成比



セグメント別売上実績

(単位：百万円)

セグメント	第95期（前期）	第96期（当期）	対前期増減率
CS事業部（コネクション・システム）	23,539	28,422	+20.7%
FC事業部（ファンクショナル・コンポーネンツ）	27,238	21,420	△21.4%
TP事業部（タッチ・パネル）	11,931	9,582	△19.7%
その他	263	362	+37.6%
合計	62,971	59,786	△5.1%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

セグメント別の概況



CS事業部

主要製品 コネクタ（同軸、FPC）、ジャック


コネクタは、情報通信市場において、スマートフォン用は中華圏得意先での競合コネクタメーカーとの競争激化により苦戦したものの、北米得意先のタブレット端末用が拡大し、前年並みで推移しました。安定成長を続けている重点分野の車載市場では自動車の電子化の高まりを追い風に、リアビューカメラ用を中心に順調に拡大しました。産機市場においては、ヘルスケア関連用が引き続き好調に拡大し、前年を大きく上回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は284億2千2百万円(前期比20.7%増)、営業利益は32億3百万円(前期比66.9%増)となりました。



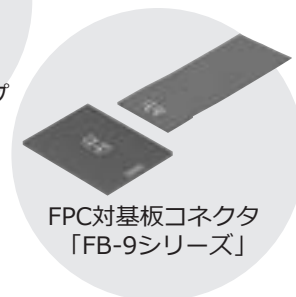
47.6%

売上高

284億2千2百万円（前期比 20.7%増）



HSDコネクタ
ライトアングルタイプ



FPC対基板コネクタ
「FB-9シリーズ」



FC事業部

主要製品 リモコン、スイッチ、カメラモジュール

主力のリモコンは、国内サニタリー用及び住設用が順調に拡大しましたが、セットトップボックス用が、米国の得意先向けで競合リモコンメーカーとの競争激化による数量減の影響を受け、前年を大きく下回る結果となりました。ユニットは、車載用カメラモジュールや住設関連製品が順調に拡大し、前年を上回る結果となりました。スイッチは、スマートフォン用が不振で前年を下回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は214億2千万円(前期比21.4%減)、営業損失は13億6千万円(前期は営業損失7億8千6百万円)となりました。



売上高

214億2千万円 (前期比 21.4%減) 





TP事業部

主要製品 タッチパネル（抵抗膜方式、静電容量方式、光学方式）

主力の車載向けカーナビゲーション及びセンターコンソール用タッチパネル市場では、抵抗膜方式から静電容量方式への需要の移行により、市場環境が引き続き大きく変化しております。静電容量方式の新規受注に加え、車載向け以外の工作機械向け、ウェアラブル端末向けなどの受注を継続的に獲得しておりますが、抵抗膜方式の落ち込みをカバーするには至らず、前年を割り込む結果となりました。

この結果、当事業の売上高は95億8千2百万円(前期比19.7%減)、営業損失は8億3千2百万円(前期は営業利益1億1千3百万円)となりました。



売上高

95億8千2百万円（前期比 19.7%減）



抵抗膜方式
加飾フィルムタッチパネル
「D2 F/G」



静電容量方式タッチパネル
「CapDuo Touch®」

2. 資金調達及び設備投資についての状況

当期は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

当期における設備投資は、新製品開発や生産の自動化、省力化を図るための金型や機械を中心に、31億6千万円となりました。

3. 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第93期 (26.4~27.3)	第94期 (27.4~28.3)	第95期 (28.4~29.3)	第96期(当期) (29.4~30.3)
売上高	(百万円)	66,230	77,206	62,971	59,786
経常利益	(百万円)	4,894	3,541	1,398	358
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,982	2,678	1,017	△288
1株当たり当期純利益	(円)	27.61	37.94	15.17	△4.36
総資産	(百万円)	65,029	67,606	62,318	61,807
純資産	(百万円)	34,187	33,287	31,318	30,637

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

4. 対処すべき課題

主要国の経済動向につきましては、米国経済が成長軌道を維持し、欧州経済も景気回復への軌道を辿るものと思われます。中国経済も安定的な成長を、また日本経済も緩やかな成長を維持するものと思われます。世界経済は政治リスク、地政学リスク等の不透明な外部環境から影響を受けるリスクは残存するものの、基本的には堅調に推移するものと思われます。

当電子部品業界は、スマートフォン、タブレット端末市場は中国での飽和感などにより需要拡大が鈍化しているものの、自動車の電子化の加速、C P S (Cyber Physical System)/ I o T (Internet of Things)の進展によるネットワーク社会の到来、環境関連市場の活性化などにより、全体としては緩やかな拡大が見込まれます。

当社グループも、従来から取り組んでおります生産性向上や経費削減などにより採算性の改善を図るとともに、新規ビジネスの事業化により、収益を拡大してまいります。同時にビジネス環境の変化に機敏に対応すべく、危機管理対応のさらなる強化に努めてまいります。また、持続的な成長の実現に向け、主力ビジネスや新規市場の継続的な拡大は勿論のこと、パートナー様との協業やオープンイノベーションの推進による新規事業創出への取組みを積極的に進めてまいります。

当社グループは、「CREATIVE CONNECTIVITY」という経営戦略スローガンのもと、社会やお客様の顕在的・潜在的課題を解決していくチャレンジ精神をもち、独創的なアイデアを創出するクリエイティビティーと、課題を解決するソリューション力を提供することにより、より良い社会と未来の創出に貢献できる企業を目指してまいります。

5. 主要な事業内容

当社の企業集団は民生用電子機器、事務機、情報、通信等産業用電子機器向け市場等に使用される電子部品の製造販売を主要な事業としております。当社の企業集団の製品別事業部の主要製品は次のとおりであります。

事業部	主要製品
CS事業部	コネクタ（同軸、FPC）、ジャック
FC事業部	リモコン、スイッチ、カメラモジュール
TP事業部	タッチパネル（抵抗膜方式、静電容量方式、光学方式）

6. 主要な営業所及び工場

①当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都品川区	富山事業所	富山県富山市
大阪支店	大阪府大阪市	ひたち事業所	茨城県日立市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

②子会社

名称	所在地	名称	所在地
SMK Electronics Corporation, U.S.A.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 チュラビスタ市	SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	中華人民共和国 広東省東莞市

7. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,926名	262名減

8. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
SMK Electronics Corporation, U.S.A.	15,100千米ドル	100.0%	北米大陸における当社及び当社子会社の製品の輸入販売並びに現地生産品の販売
SMK Trading (H.K.) Ltd.	200千香港ドル	*100.0%	当社及び当社子会社の製品の販売
SMK Electronics (Dongguan) Co., Ltd.	88,232千中国元	*100.0%	当社の技術指導による電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売
SMK Electronics (Phils.) Corporation	268,710千フィリピンペソ	100.0%	当社の技術指導による電子部品の生産並びに当社及び当社子会社への販売

- (注) 1. ※印はすべて間接所有です。
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

9. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,241百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,719百万円

- (注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号変更をしております。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 195,961,274株

2. 発行済株式の総数 75,000,000株
(自己株式8,753,973株を含む)

3. 株主数 7,413名

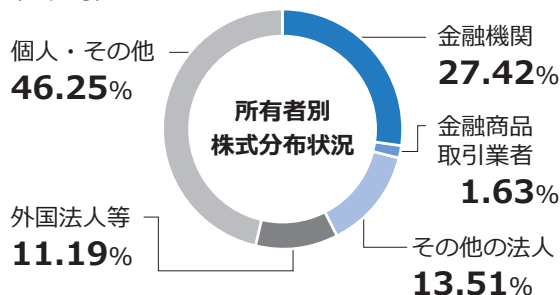
4. 大株主（上位となる10名の株主）

順位	株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
1	SMK協力業者持株会	3,381	5.10
2	株式会社みずほ銀行	3,287	4.96
3	日本生命保険相互会社	3,241	4.89
4	大日本印刷株式会社	3,200	4.83
5	株式会社三菱東京UFJ銀行	2,508	3.79
6	SMK社員持株会	1,800	2.72
7	三菱UFJ信託銀行株式会社	1,800	2.72
8	公益財団法人昭和池田記念財団	1,500	2.26
9	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,487	2.24
10	明治安田生命保険相互会社	1,379	2.08

(注) 1. 当社は自己株式8,753千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、上記持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日をもって株式会社三菱UFJ銀行に商号変更をしております。

〈ご参考〉



3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池田 靖光	
代表取締役副社長	角 芳幸	CTO、技術本部、開発センター、事業戦略室担当
取締役	若林 幹雄	営業本部長、アジア圏営業担当
取締役	ポール エヴァンス (Paul Evans)	欧米州圏営業担当
取締役	社外 中村 利雄	株式会社地域経済活性化支援機構 社外取締役 日本ガイシ株式会社 社外取締役 公益財団法人全国中小企業取引振興協会 会長 株式会社アオキスーパー 社外取締役
取締役	社外 石川 薫	清水建設株式会社 社外監査役 学校法人川村学園 理事 一般社団法人日本外交協会 理事
常勤監査役	中村 哲也	
監査役	社外 中島 成	中島成総合法律事務所 弁護士
監査役	社外 清水 一郎	アロマスクエア株式会社 代表取締役社長 大宮ソニックシティ株式会社 代表取締役社長 株式会社駒井ハルテック 社外監査役
監査役	社外 福井 盛一	ハイモ株式会社 監査役

- (注) 1. 平成29年6月22日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、櫻井慶雄氏が取締役を一身上の都合により辞任いたしました。
2. 平成29年6月22日開催の第95回定時株主総会において、石川薫氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役中村利雄及び石川薫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 取締役中村利雄氏の重要な兼職先である株式会社地域経済活性化支援機構、日本ガイシ株式会社、公益財団法人全国中小企業取引振興協会、株式会社アオキスーパーは、当社と特別な関係はありません。
5. 取締役石川薫氏の重要な兼職先である清水建設株式会社、学校法人川村学園、一般社団法人日本外交協会は、当社と特別な関係はありません。
6. 監査役中島成、清水一郎及び福井盛一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役中島成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。また、当社は、同氏を当社の独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
8. 監査役清水一郎氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、重要な兼職先であるアロマスクエア株式会社、大宮ソニックシティ株式会社、株式会社駒井ハルテックは、当社と特別な関係はありません。
9. 監査役福井盛一氏は、金融機関勤務を通して培った豊富な知識・経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、重要な兼職先であるハイモ株式会社は、当社と特別な関係はありません。

2. 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額	摘要
取締役	6名	95百万円	—
監査役	4名	30百万円	—
計	10名	125百万円	—

- (注) 1. 上記の取締役には、期中に退任した1名を含めており、無報酬の取締役1名を除いております。
2. 上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の支給見込額1百万円を含めております。
3. 上記の取締役の報酬等の額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した2百万円を含めております。

3. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中村利雄	当期中に開催の取締役会の100%に出席し、必要に応じ、経済産業行政における豊富な経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。
取締役	石川 薫	社外取締役就任後に開催の取締役会の100%に出席し、必要に応じ、国際情勢に関する深い見識と外交官としての豊富な経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。
監査役	中島 成	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。
監査役	清水 一朗	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、金融機関での知識・経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。
監査役	福井 盛一	当期中に開催の取締役会、監査役会にはともに100%出席しました。取締役会においては、必要に応じ、金融機関での知識・経験に基づき、議案審議等に関して発言を行っております。また、監査役会においては、重要事項の協議等を行っております。

4. 社外役員の報酬等の総額等

	支給人員	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	5名	24百万円	—

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	56百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 監査役会は、最近時の監査実績の分析・評価・監査計画における監査時間・配員計画・会計監査人の職務の遂行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提出いたします。

5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

当社は、平成27年4月27日開催の定時取締役会において、上記体制の改定について、決議いたしました。その概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社から成る当社グループは、「企業理念・行動指針」並びに「企業行動憲章」の実践規範として「SMKグループ社員行動規範」を定めているが、当社グループの役員及び使用人は、企業の自由な競争下において、法令等の遵守とともに、高い倫理観を持った行動が求められる。

このため、CSRの前提としてのPSR（Personal Social Responsibility）の意識を徹底させることが前提であり、社員教育の推進と違反行為の防止・予防を目的とする「コンプライアンス委員会」、並びに、内部通報窓口として、経営企画室及び外部弁護士を窓口とし、かつ、匿名性を保証する「SMK倫理ヘルプライン」を設置したが、今後さらに制度の円滑な運用と、より強固な体制づくりを進めて行く。また、当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断する。なお、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関と連携を強化している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の株主総会や取締役会議事録は、株主の閲覧請求等に常に対応できるように担当の法務室は適正に保存及び管理しておかなければならない。当社の取締役の職務の執行にかかる各種会議、稟議・指示事項等の文書の取扱いは、運用マニュアル等に基づき、その経緯・実施状況を正確に記録し担当部門が保存しておくとともに、その後の管理水準の向上に資するものでなければならない。また、各業務マニュアルの制定・改廃等は、関係部門と協議し、「規程管理規程」に基づき迅速に行われなければならない。当社の取締役及び監査役は、常時これらの状況を把握するとともに、報告もれや誤りがないかどうか担当者等に照会・質問し、不都合な事項は速やかに指摘するなどして、今後の管理水準の向上に努めなければならない。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に伴い発生する経営リスク、並びに自然災害等、当社グループの財産及び当社グループの社員の安全を脅かす事象が発生した場合には、社長を委員長とする「危機管理委員会」が、「危機管理規程」に従い、当社グループの事業の継続に向けた迅速な復旧を行う。更に、予防的な措置についても十分配慮しなければならない。

また、当社グループの各総務部・人事部は緊急時の連絡・対応方法の周知徹底とそれらの適切な見直し、当社グループの従業員との十分な意思の疎通などを図っていかなければならない。

また、当社グループの各担当部門は次の諸点のチェック体制を強化しなければならない。

- (1) 「内部通報制度」の活用による事故等の未然防止と実効性ある運用
- (2) 個人情報その他内部情報及びデータ管理の徹底
- (3) 環境汚染物質の使用禁止、製造不良やデッドストックの削減による経営効率の向上と産業廃棄物の減少
- (4) 「安全保障貿易管理委員会」を中心とする輸出禁止製品等の取扱いの厳格化
- (5) その他、取締役会において重大と判断したリスクの管理

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会等において承認された月・年次の経営諸計画の遂行状況について、当社の経営企画室及び経理部は、当社グループの連結業績、部門・事業所別業績、個別不採算製品の申請・承認、その他資金・設備投資・経費等の実施状況について、当社の取締役会等において定期的に報告し、非効率または業務改善の必要性を指摘し、業務の効率性及び管理水準の向上に努めて行かなければならない。また、当社グループの組織・人員の配置については、市場の変化等に弾力的に対応して、適材適所に配置していくこととする。また、社外における経験豊富な人材を社外取締役に登用し、活用・補完していくものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、現在の海外ビジネスの展開に至るまで、1970年代から主として海外の現地法人化によるTN（トランスナショナル）経営を進めてきたので、連結中心の経営体制が定着してきた。従って、個別企業の適用法令・管理方法に加えて、企業集団を前提とする横断的なTN管理方法を前提とした諸規程の適用、及び管理体制を継続していく。このため、会社間取引及び諸種のデータ間に齟齬が生じないよう、子会社担当役員及びシステム開発部担当役員は検証しなければならない。また、公表財務諸表との有機的結合が可能となるよう、経理担当役員は各種データ及びデータ間の検証を行い、公表財務諸表の正確性を確保して行かなければならない。子会社担当役員及び経理担当役員は、子会社の内部統制組織の整備・改善を指導しなければならない。そのため、当社の取締役会等は、当社グループの連結業績、部門・事業所別業績、個別不採算製品の申請・承認、その他資金・設備投資・経費等の実施状況について、定期的に報告を受けるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社監査役の独立性を尊重することが、経営の安定性、リスクヘッジにつながると認識するので、当社監査役会の体制及び当社監査役の業務の執行には全面的に支援・協力する方針である。また、当社監査役を補助すべき使用人を置く場合は、当社監査役会の推薦または同意の上配属し、人事評価及び異動等については、事前に当社監査役会の意見を聴取して実施する。なお、その使用人には、監査役の指示による調査の権限を認める。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等の監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社取締役会、その他の重要な会議には当社監査役が出席し、当社グループの取締役及び使用人が議案の説明及び報告を行う。当社監査役は議案の審議内容をチェックするとともに、当社グループの各取締役会規則等に定める提出議案がもれなく提出されているかどうかについて、日常業務を担当する当社グループの取締役その他の役員及び使用人から、担当取締役と同一レベルで、当社グループの資料の提出、意見の聴取を行うことができる。当社監査役から説明を求められた当社グループの取締役その他の役員及び使用人も拒否することができないなど、当社監査役の職務執行の妨げとなる一切の障害を排除する体制を保証するものとする。また、当社監査役に報告をした当社グループの取締役その他の役員及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を保証するものとする。なお、当社各監査役に伝達すべき情報を入手した当社監査役は、当社監査役会において報告をしなければならない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務については、通常の監査費用は予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用については、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担するものとし、必要に応じて前払も行うことができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役の監査は、当社取締役から独立した立場で監査手続を実施できることを保証する。このため、当社監査役の独立性を阻害する制度等は一切排除することを保証しなければならない。会計監査人との連携を阻害する事項も、一切排除することを当社取締役は保証しなければならない。また、監査役は必要に応じて弁護士その他の社外専門家を活用することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。

コンプライアンス及びリスク管理に関する取り組みとしては、「SMKグループ社員行動規範」を定め、当社グループ社員一人ひとりが責任ある行動をとることを求めるため、定期的な教育を実施しております。この規範と合わせて、社内外に通報窓口を置く「SMK倫理ヘルプライン」の開設、並びに定期的に開催する「コンプライアンス委員会」において、法令違反、不正行為の未然防止及び早期発見に取り組んでおります。

監査役の監査に関する取り組みとして、監査役は取締役会を含む重要な会議に出席し、代表取締役と情報や意見の交換を行っております。また、会計監査人との関係においては、監査計画の説明、四半期レビューの結果報告、監査報告において、情報や意見の交換を行っております。

内部監査は、内部監査室が監査計画に基づき、当社グループの内部統制監査、業務監査を実施し、当社の事業活動が法令及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運営されていることを確認しております。また、その結果を定期的に監査役会に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	36,548
現金及び預金	10,599
受取手形及び売掛金	15,251
商品及び製品	3,891
仕掛品	839
原材料及び貯蔵品	4,044
繰延税金資産	539
その他	1,439
貸倒引当金	△56
固定資産	25,258
有形固定資産	20,124
建物及び構築物	5,949
機械装置及び運搬具	5,488
工具、器具及び備品	1,744
土地	6,615
建設仮勘定	327
無形固定資産	215
その他	215
投資その他の資産	4,918
投資有価証券	2,460
長期貸付金	93
退職給付に係る資産	1,440
繰延税金資産	411
その他	599
貸倒引当金	△87
資産合計	61,807

科目	金額
負債の部	
流動負債	24,387
支払手形及び買掛金	6,807
短期借入金	12,731
未払金	1,919
未払法人税等	542
賞与引当金	668
役員賞与引当金	1
その他	1,716
固定負債	6,782
長期借入金	4,526
繰延税金負債	1,304
役員退職慰労引当金	171
退職給付に係る負債	40
その他	738
負債合計	31,169

純資産の部	
株主資本	31,783
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
利益剰余金	15,730
自己株式	△4,001
その他の包括利益累計額	△1,145
その他有価証券評価差額金	331
繰延ヘッジ損益	△9
為替換算調整勘定	△1,907
退職給付に係る調整累計額	440
純資産合計	30,637
負債純資産合計	61,807

連結損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		59,786
売上原価		49,429
売上総利益		10,356
販売費及び一般管理費		9,871
営業利益		485
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	50	
不動産賃貸料	1,175	
その他	297	1,571
営業外費用		
支払利息	114	
不動産賃貸原価	571	
為替差損	921	
その他	91	1,698
経常利益		358
特別利益		
固定資産売却益	2,341	
投資有価証券売却益	0	
投資有価証券償還益	46	
その他	0	2,388
特別損失		
固定資産除却損	172	
減損損失	1,815	
投資有価証券評価損	181	
その他	5	2,176
税金等調整前当期純利益		570
法人税、住民税及び事業税		821
法人税等調整額		51
当期純損失		302
非支配株主に帰属する当期純損失		14
親会社株主に帰属する当期純損失		288

計算書類

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	33,628
現金及び預金	3,268
受取手形	1,891
売掛金	15,909
商品及び製品	1,055
仕掛品	13
原材料及び貯蔵品	902
前払費用	40
繰延税金資産	249
短期貸付金	10,409
その他	1,181
貸倒引当金	△1,293
固定資産	19,675
有形固定資産	9,054
建物	2,844
構築物	80
機械及び装置	1,649
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	431
土地	3,640
リース資産	353
建設仮勘定	53
無形固定資産	163
ソフトウェア	112
リース資産	33
その他	16
投資その他の資産	10,457
投資有価証券	1,986
関係会社株式	5,971
関係会社出資金	739
長期貸付金	1,445
前払年金費用	841
その他	376
貸倒引当金	△904
資産合計	53,303

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,821
支払手形	2,254
買掛金	3,451
短期借入金	9,900
1年内返済予定の長期借入金	2,704
リース債務	200
未払金	647
未払費用	223
未払法人税等	259
預り金	45
前受収益	21
賞与引当金	588
役員賞与引当金	1
その他	524
固定負債	5,493
長期借入金	4,428
リース債務	241
繰延税金負債	425
役員退職慰労引当金	168
その他	228
負債合計	26,315
純資産の部	
株主資本	26,693
資本金	7,996
資本剰余金	12,057
資本準備金	12,057
利益剰余金	10,542
利益準備金	1,306
その他利益剰余金	9,236
配当平均積立金	550
退職積立金	370
土地圧縮積立金	187
建物等圧縮積立金	16
特別償却準備金	39
別途積立金	2,265
繰越利益剰余金	5,808
自己株式	△3,902
評価・換算差額等	294
その他有価証券評価差額金	304
繰延ヘッジ損益	△9
純資産合計	26,988
負債純資産合計	53,303

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		47,672
売上原価		43,513
売上総利益		4,159
販売費及び一般管理費		4,013
営業利益		146
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,869	
不動産賃貸料	761	
雑収入	82	2,713
営業外費用		
支払利息	112	
不動産賃貸原価	343	
為替差損	756	
貸倒引当金繰入額	1,986	
雑損失	23	3,221
経常損失		361
特別利益		
固定資産売却益	2,304	
投資有価証券売却益	0	
投資有価証券償還益	46	
その他	0	2,352
特別損失		
固定資産除却損	57	
減損損失	271	
投資有価証券評価損	181	
関係会社株式評価損	381	892
税引前当期純利益		1,098
法人税、住民税及び事業税		244
法人税等調整額		390
当期純利益		463

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

S M K 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大田原 吉隆 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 定留 尚之 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S M K株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S M K株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

S M K 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	大田原 吉隆	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	定留 尚之	Ⓔ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S M K株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

S M K株式会社 監査役会

常勤監査役	中村哲也	印
監査役	中島成	印
監査役	清水一郎	印
監査役	福井盛一	印

(注) 監査役中島成、監査役清水一郎及び監査役福井盛一は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

SMK 深圳工場移転

中国深圳の生産事業所 SMK Electronics (Shenzhen) Co.,Ltd.は、場所を移転し、平成30年3月より新工場にて操業を開始しました。

深圳工場は、SMKグループの海外におけるコネクタのメイン工場であり、情報通信市場、車載市場、産機市場向けなど多彩なコネクタ、ハーネスを生産しております。

移転先は、旧工場から6kmの場所に位置する深圳市南山区政府所有のハイテク企業誘致工業区、百旺信高科技工業園で、幼稚園、社員寮、スーパーマーケット、食堂等の福利厚生施設を完備した工業団地です。

新工場への移転により更なる生産品目の拡充に対応してまいります。

所在地 中国広東省深圳市南山区西麗松白公路
百旺信高科技工業園5区23棟



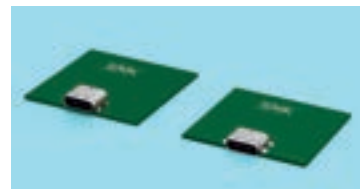
<深圳工場の主要製品>



車載カメラモジュール用
小型同軸コネクタ



車載用機器向け
防水FAKRAコネクタ



USB Type-C™
レセプタクル

SMK 中国技術開発センター移転

中国の開発拠点である中国技術開発センター SMK Electronics Technology Development (Shenzhen) Co.,Ltd.は、平成29年6月に深圳市南山区の新興産業園、健興科技大廈に移転しました。

新オフィスは、交通アクセスの良いオフィス街のビル最上階で眺望が良く、設計に最適な環境で、コネクタ・リモコン・タッチパネルの新製品開発に取り組んでおります。

所在地 中国広東省深圳市南山区西麗沙河西路
新興産業園A棟901（健興科技大廈）



エントランス



設計室



事業年度 4月1日～翌年3月31日

定時株主総会 6月開催

期末配当金
受領株主確定日 3月31日

中間配当金
受領株主確定日 9月30日

定時株主総会の
基準日 3月31日
上記のほか必要があるときは、
あらかじめ公告して定めます。

公告掲載URL <https://www.smk.co.jp/>

上場取引所 東京証券取引所（市場第一部）

証券コード 6798

株主名簿管理人
及び特別口座の
口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

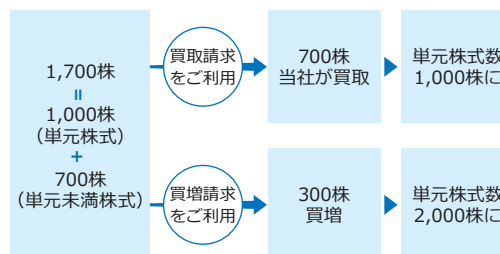
同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(郵送先)
〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
電話 0120-232-711(通話料無料)
ホームページアドレス
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/>

株式に関する お問合せ先・お手続き先

1. 配当金のお振込、単元未満株式の買取・買増請求、特別口座から証券会社の口座へのお振替、住所変更等のお手続き窓口は次のとおりです。

証券会社に口座を開設されている株主様	→	口座を開設された証券会社にご照会ください。
証券会社に口座を開設されていない (特別口座に記録されている) 株主様	→	左記「株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関」の連絡先にご照会ください。

- 買取・買増請求制度の例(1,700株ご所有の場合)

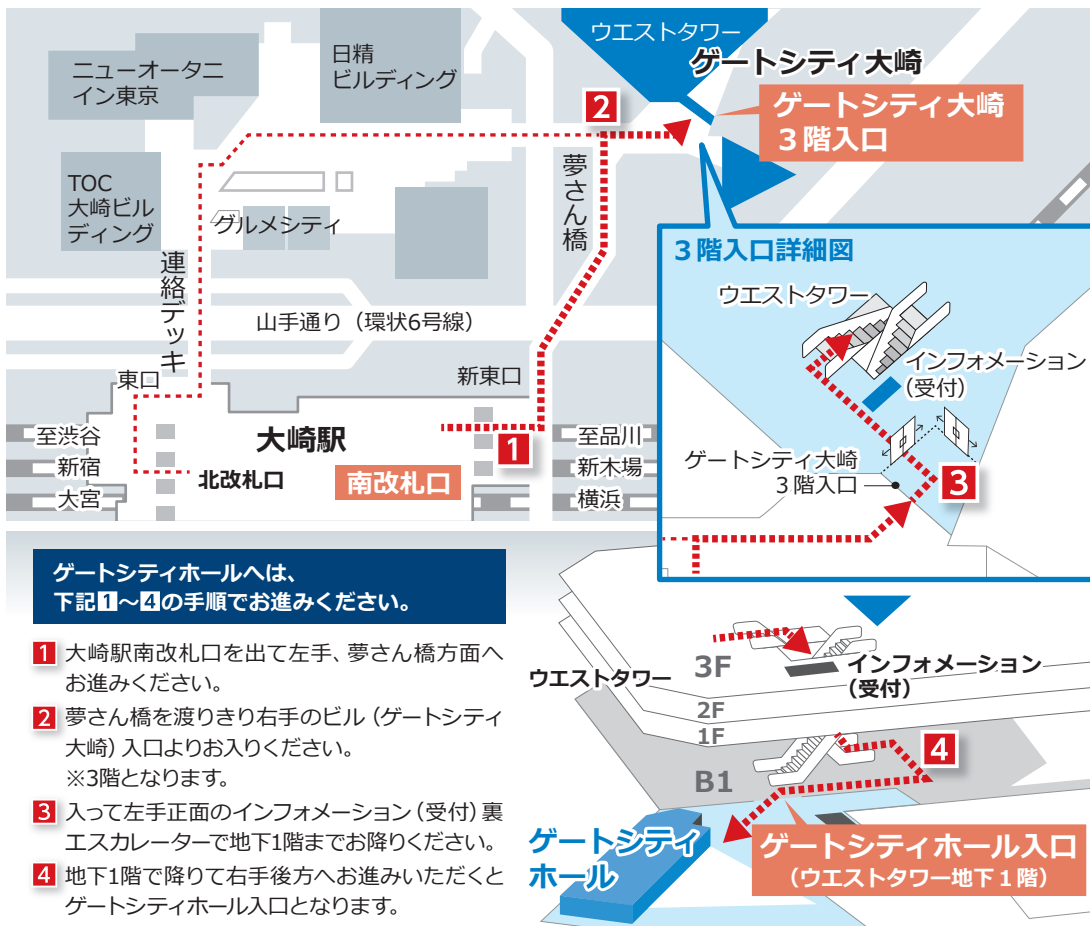


2. 配当金をお受け取りになっていない株主様は、左記の三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部の電話照会先にご連絡ください。

株主総会会場 ご案内図

会場 ゲートシティホール（ウエストタワー地下1階）
東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 TEL 03-5496-5311

交通 ●山手線 ●湘南新宿ライン ●埼京線 ●りんかい線
「大崎駅」下車 **南改札口**より**徒歩3分**



ゲートシティホールへは、
下記①～④の手順でお進みください。

- ① 大崎駅南改札口を出て左手、夢さん橋方面へお進みください。
- ② 夢さん橋を渡りきり右手のビル（ゲートシティ大崎）入口よりお入りください。
※3階となります。
- ③ 入って左手正面のインフォメーション（受付）裏エスカレーターで地下1階までお降りください。
- ④ 地下1階で降りて右手後方へお進みいただきとゲートシティホール入口となります。



ホームページのご案内

当社ホームページでは、事業内容をはじめ、最新のニュースリリースやIR情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

SMK

検索

<https://www.smk.co.jp/>

※ CapDuo TouchはSMK株式会社の登録商標です。

※ Bluetooth®のワードマークおよびロゴは、Bluetooth SIG, Inc.が所有する登録商標であり、SMK株式会社は、これらのマークをライセンスに基づいて使用しています。

※ USB Type-C™は、USB Implementers Forumの商標です。

※ その他記載されている社名・商品名などは、各社の商標および登録商標です。

SMK株式会社

〒142-8511 東京都品川区戸越6丁目5番5号
TEL 03-3785-1111 (代表) FAX 03-3785-1878